第３回豊川市高齢者福祉計画策定委員会意見書に対する回答

当日資料　１

委員より下記のとおり意見等が提出されましたので、回答いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資料番号、該当ページ、件名など | 意見等 | 回答 |
| 資料７　６頁２．高齢者世帯の状況 | 夫婦のみ世帯については世帯分離は計算に加味されているか | 高齢者世帯の状況は、平成２２年の国勢調査結果をもとに推計をしています。国勢調査の用語の解説書によりますと、下記のとおり定義されておりますので、回答者が（２）に該当する世帯であると回答した数、となります。**高齢単身世帯・高齢夫婦世帯****(1) 高齢単身世帯****65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。****(2) 高齢夫婦世帯****夫65歳以上，妻60歳以上の夫婦１組のみの一般世帯をいいます。** |
| 資料７１８頁Ⅴ　高齢者福祉施策の推進 | 「緊急時に通報できるシステムの設置」とあるが、現在のシステムは固定電話のある方のみの利用になっているが、今後の推進で何か変わるのか | 委託業者に確認したところ、固定電話を使用しない、携帯電話の電波を利用するモバイル版のサービスがあるとのことでした。しかし、携帯端末は高齢者本人が利用しているものが使えるわけではなく、専用のものになります。また充電が必要になるため、充電を忘れると使用できません。固定電話を利用したサービスが現在のところ最も安定したサービスであると考えます。 |